

管理職手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

管理職手当細則の一部を改正する細則

管理職手当細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行																				
<p>(略)</p> <p>第2条 給与規程第18条の規定により管理職手当を支給する職員は、次の表に掲げる職員とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>適用区分</th><th>職員区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>I種</td><td>事務局長</td></tr><tr><td>II種</td><td>副学長 <u>事務局次長</u></td></tr><tr><td>III種</td><td>図書館長 看護部長</td></tr><tr><td>IV種</td><td>薬剤部長 課長、監査室長</td></tr></tbody></table> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> この細則は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>【改正理由】 令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	適用区分	職員区分	I種	事務局長	II種	副学長 <u>事務局次長</u>	III種	図書館長 看護部長	IV種	薬剤部長 課長、監査室長	<p>(略)</p> <p>第2条 給与規程第18条の規定により管理職手当を支給する職員は、次の表に掲げる職員とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>適用区分</th><th>職員区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>I種</td><td>事務局長</td></tr><tr><td>II種</td><td>副学長 <u>事務局次長</u></td></tr><tr><td>III種</td><td>図書館長 看護部長</td></tr><tr><td>IV種</td><td>薬剤部長 課長、監査室長</td></tr></tbody></table> <p>(略)</p>	適用区分	職員区分	I種	事務局長	II種	副学長 <u>事務局次長</u>	III種	図書館長 看護部長	IV種	薬剤部長 課長、監査室長
適用区分	職員区分																				
I種	事務局長																				
II種	副学長 <u>事務局次長</u>																				
III種	図書館長 看護部長																				
IV種	薬剤部長 課長、監査室長																				
適用区分	職員区分																				
I種	事務局長																				
II種	副学長 <u>事務局次長</u>																				
III種	図書館長 看護部長																				
IV種	薬剤部長 課長、監査室長																				

